

工事請負契約設計変更ガイドライン

平成 2 9 年 4 月
東京都水道局

目 次

ガイドラインの策定と改定の背景	1
第1章 設計変更	2
1-1 適用範囲	2
1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン」の適用範囲	2
1-2 設計変更の基本事項	2
1-2-1 設計変更の基本的な考え方	2
1-2-2 設計変更等の対象事項	3
1-2-3 設計変更の対象とならないケース	5
1-2-4 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）	6
1-2-5 設計変更の手続（契約約款第18条関係）	7
1-2-6 設計変更の手続（契約約款第20条関係）	8
1-2-7 設計変更の手続（契約約款第21条関係）	9
1-2-8 設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）	10
1-3 設計変更の対象となる具体的な事例	11
1-3-1 図面と仕様書が一致しない	11
1-3-2 設計図書に誤り又は脱漏がある	11
1-3-3 設計図書の表示が明確でない	11
1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する	12
1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた	12
1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更	13
1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止	13
1-3-8 受注者の請求による工期の延長	14
1-3-9 発注者の請求による工期の短縮	14
1-4 仮設及び施工方法等の設計変更	16
1-4-1 基本的な考え方	16
1-4-2 任意と指定の考え方	16
1-4-3 任意における不適切な対応事例	16
1-4-4 指定とする場合の事例	16
1-4-5 任意仮設と指定仮設	17
1-4-6 仮設の設計変更の留意点	17
第2章 設計図書の照査	18
2-1 「設計図書の照査」の基本事項	18
2-1-1 「設計図書の照査」に係る規定	18
2-1-2 「設計図書の照査」の位置づけ	19
2-1-3 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）	20
2-1-4 設計図書の照査項目と主な内容の例	21

ガイドラインの策定と改定の背景

➤ ガイドライン策定の背景

公共工事は、多様な制約条件の下で個別に設計・施工を行い、多岐にわたる目的物を完成させるものである。

発注者は、工事を円滑かつ適切に実施するため、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示し、発注者と受注者の役割分担を明確にするとともに、施工条件が変わった場合の措置を明確にする必要がある。

工事請負契約に係る標準契約書の約款（以下「契約約款」という。）第17条（条件変更等）に、施工条件が変わった場合等の確認手続、設計図書の変更等について定めているが、「施工条件の明示が不十分」及び「変更手続の認識不足」などの理由により、設計変更が適切に行われていないとの意見もある。

このことから、設計変更の対象事項や設計変更に必要な手続などを明らかにすることにより、必要な設計変更を適切に行い、もって、公共工事の品質確保を図るため、平成21年6月に本ガイドラインを策定したものである。

➤ ガイドライン改定の背景

・平成24年4月1日改定

「契約書等における「甲」及び「乙」の略称表記並びに「請負者」の呼称の見直しに伴う対応について」（平成24年3月9日付23水経契第787号）に基づき、本ガイドラインにおける「甲」及び「乙」の略称表記並びに「請負者」の呼称について改定を行った。

・平成29年4月1日改定

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の第7条では、発注者の責務として、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が明記され、設計変更が発注者の責務として法的に位置付けられた。

このような背景のもと、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、発注者と受注者双方の責務や手続を明確にするほか、「設計図書の照査」についても明確にするなど、本ガイドラインの内容を改定したものである。

第1章 設計変更

1-1 適用範囲

1-1-1 「工事請負契約設計変更ガイドライン」の適用範囲

「工事請負契約設計変更ガイドライン」は、東京都水道局で発注する工事に適用する。

1-2 設計変更の基本事項

1-2-1 設計変更の基本的な考え方

工事の施行は設計図書に基づいて行うべきであるが、設計図書と現場等に差異が生じた場合は、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、契約金額や工期に変更が生じた際は契約変更を行う。

この場合、特に留意すべき点として、工種の追加が必要になった場合において、現に施行中の工事と分離して施工することが著しく困難であり、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額の変更又は工期の変更を行うこととする。この場合において、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が著しく増大となることを理由に設計変更に応じない又は設計変更に伴って必要と認められる工期の変更を行わないといったことがあってはならない。

なお、このいずれにしても、適切な設計図書と工期設定のもと、発注していることが前提であることは言うまでもない。発注金額を抑えるために分割発注し、発注後に一体施工を理由に設計変更するなど、設計変更を前提とした発注は、受注者に負担を強いるばかりか、適切な設計変更を阻害するものであり、厳に行ってはならない。

1-2-2 設計変更等の対象事項

契約約款において、条件変更等に関する事項は第17条（条件変更等）第1項に、設計図書の変更を発注者が必要と認めるときに関する事項は第18条（設計図書の変更）に、また、受注者の責によらない事由による工事の一時中止に関する事項は第19条（工事の中止）第1項に規定している。

契約約款第17条（条件変更等）第1項（抜粋）

- 受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

契約約款第18条（設計図書の変更）（抜粋）

- 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

契約約款第19条（工事の中止）第1項（抜粋）

- ～受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合において受注者が工事を施行することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。

契約約款において、設計変更となり得るケースは次のように規定している。

設計変更の対象事項	契約約款
1 支給材料、貸与品及び発生品の変更を発注者が必要と認める場合	第14条第7項
2 工事の施行が設計図書に適合しない場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由による場合	第16条第1項
3 図面と仕様書が一致しない場合 (優先順位が定められている場合を除く。)	第17条第1項第1号
4 設計図書に誤り又は脱漏がある場合	第17条第1項第2号
5 設計図書の表示が明確でない場合	第17条第1項第3号
6 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合	第17条第1項第4号
7 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合	第17条第1項第5号
8 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合	第17条 第18条
9 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合	第18条
10 工事用地等の確保できない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、受注者が工事を施行できないと認められる場合又は条件変更等の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合（受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業が発生した場合を含む。）に、工事を一時中止する場合	第19条
11 自己の責めに帰すことができない事由により、受注者が発注者に工期の延長を請求する場合	第20条
12 特別の理由により工期の短縮を発注者が受注者に請求する場合	第21条

上記のほかにも、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更（第24条）、臨機の措置（第25条）などにおいて設計変更する場合があることを規定している。

1-2-3 設計変更の対象とならないケース

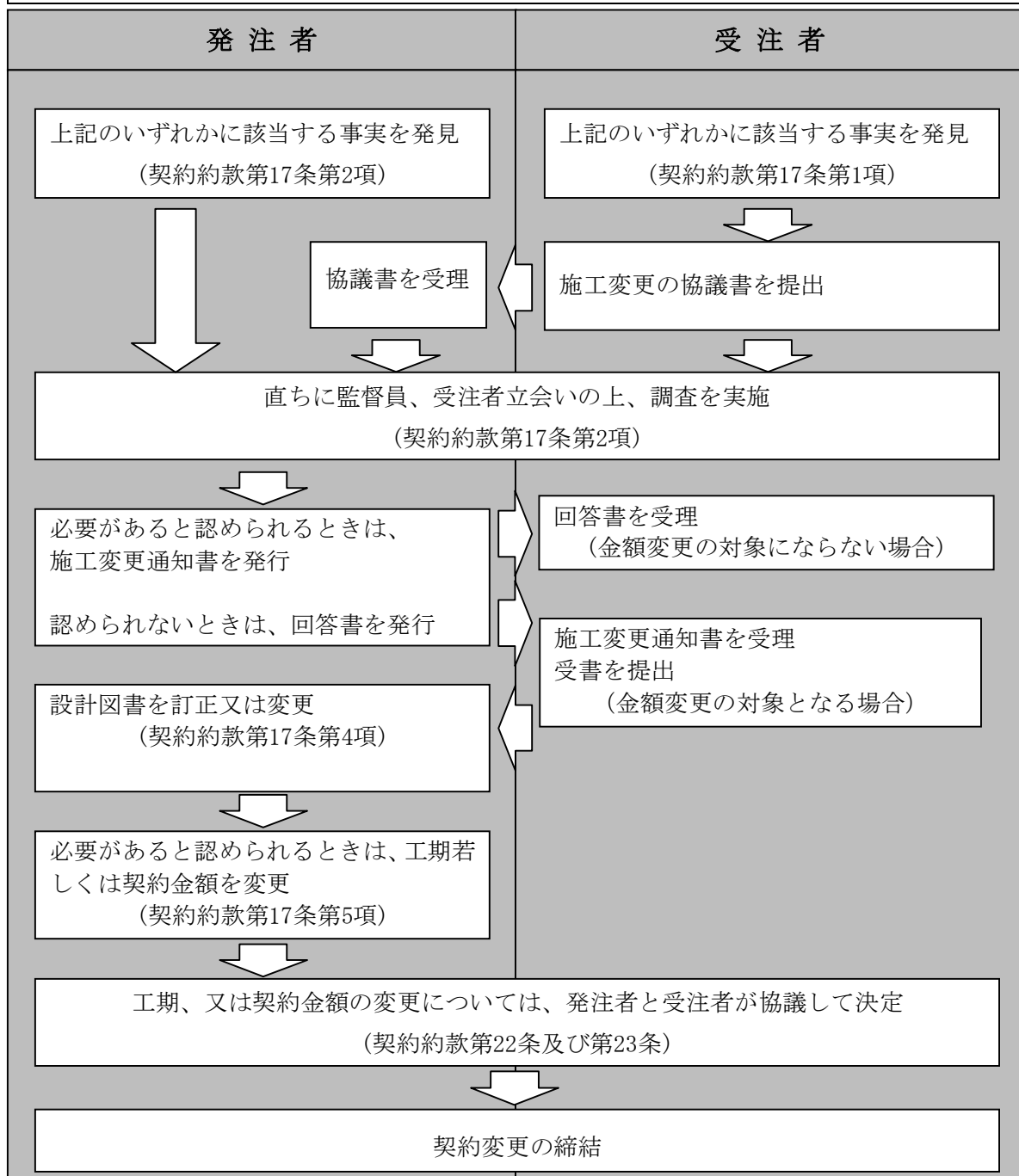
次の場合は、原則として設計変更ができない。ただし、契約約款第25条（臨機の措置）により施工した場合はこの限りでない。

- (1) 契約約款第17条から第23条までに定められた手続及び配水管工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）に定められている所定の手続を経ていない場合
- (2) 正式な書面による指示等によらないで施工した場合（口頭のための指示・協議等）
- (3) 設計図書に条件明示のない事項について、発注者と協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- (4) 発注者と受注者の協議が調わない時点で施工した場合
- (5) 「承諾」で施工した場合

※ 承諾とは、受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と現場との相違や条件明示のない事項等については、契約約款第17条（条件変更等）で処理される必要があり、安易に承諾による施工を認めることは避けるべきである。

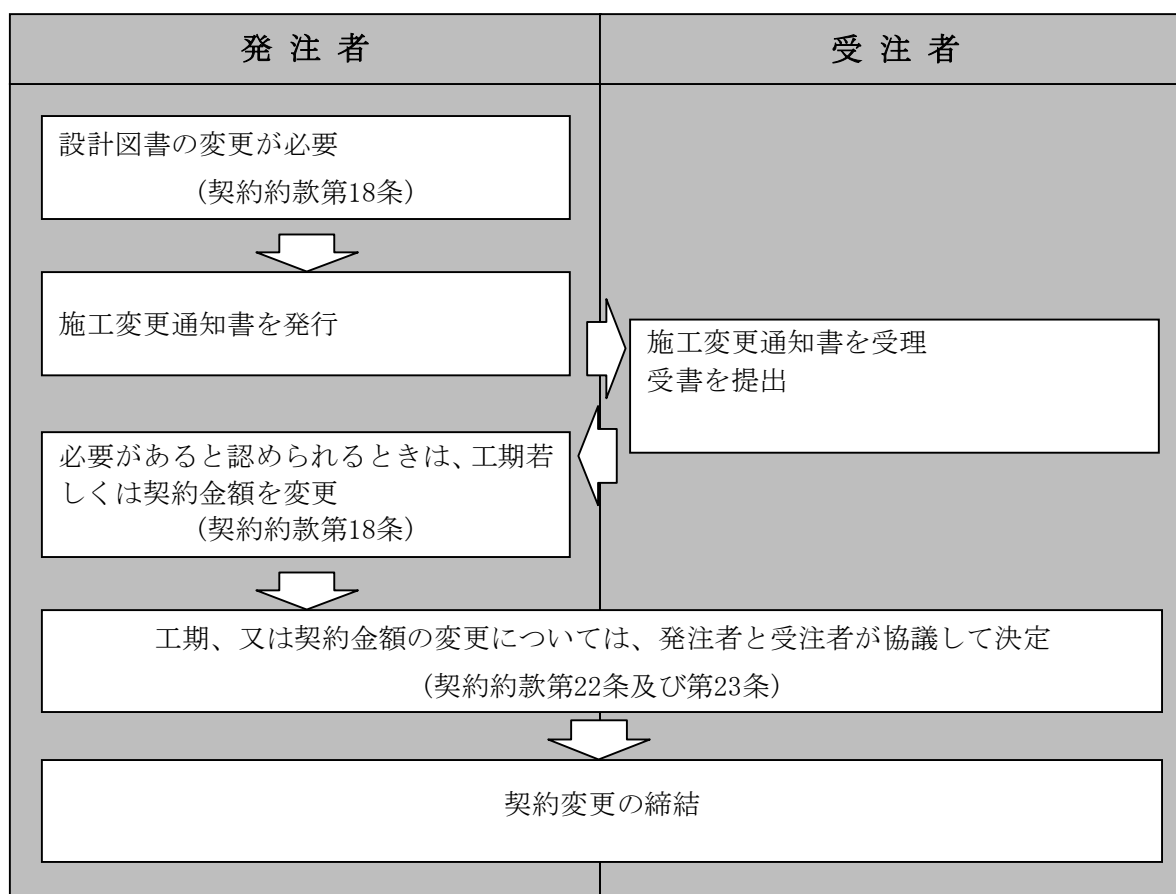
1-2-4 設計変更の手続（契約約款第17条第1項関係）

➤ 図面と仕様書が一致しない場合 (これらの優先順位が定められている場合を除く)
➤ 設計図書に誤り又は脱漏がある場合
➤ 設計図書の表示が明確でない場合
➤ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが相違する場合
➤ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合



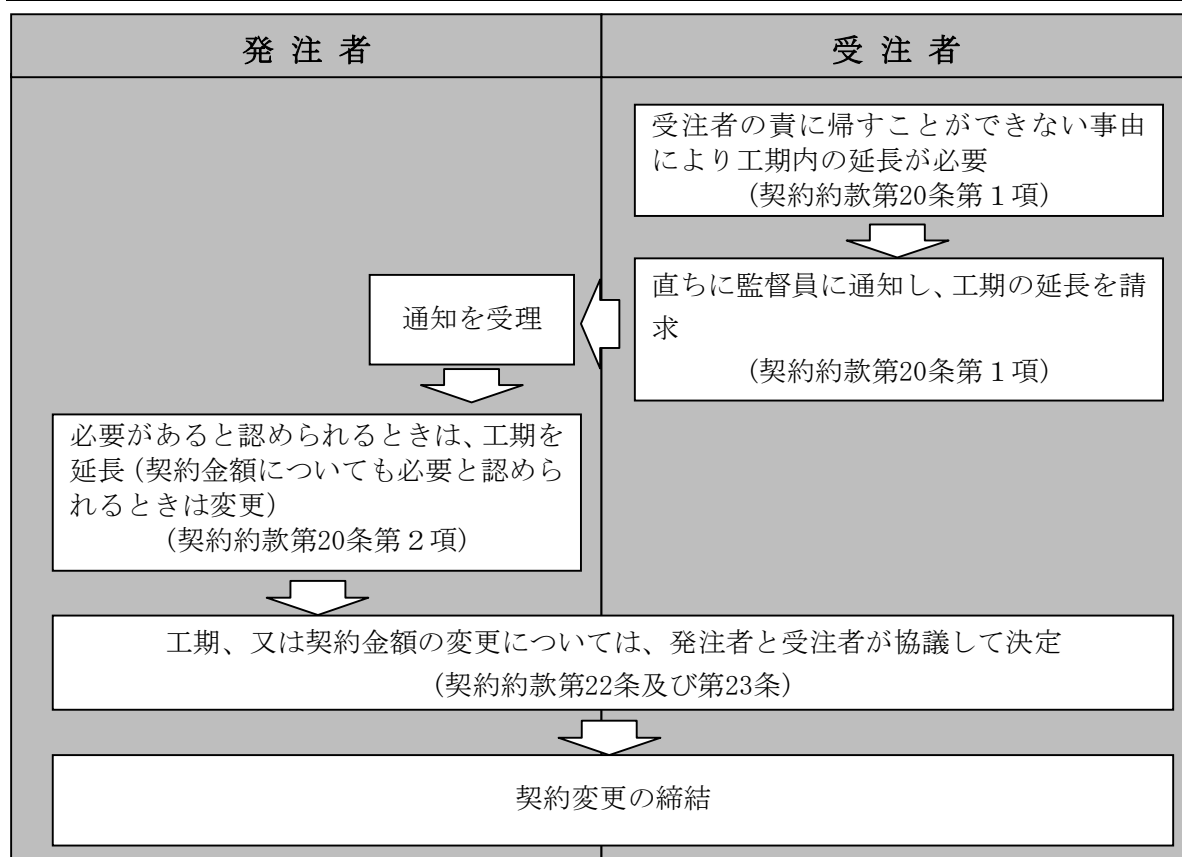
1-2-5 設計変更の手続（契約約款第18条関係）

- 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して設計変更する場合



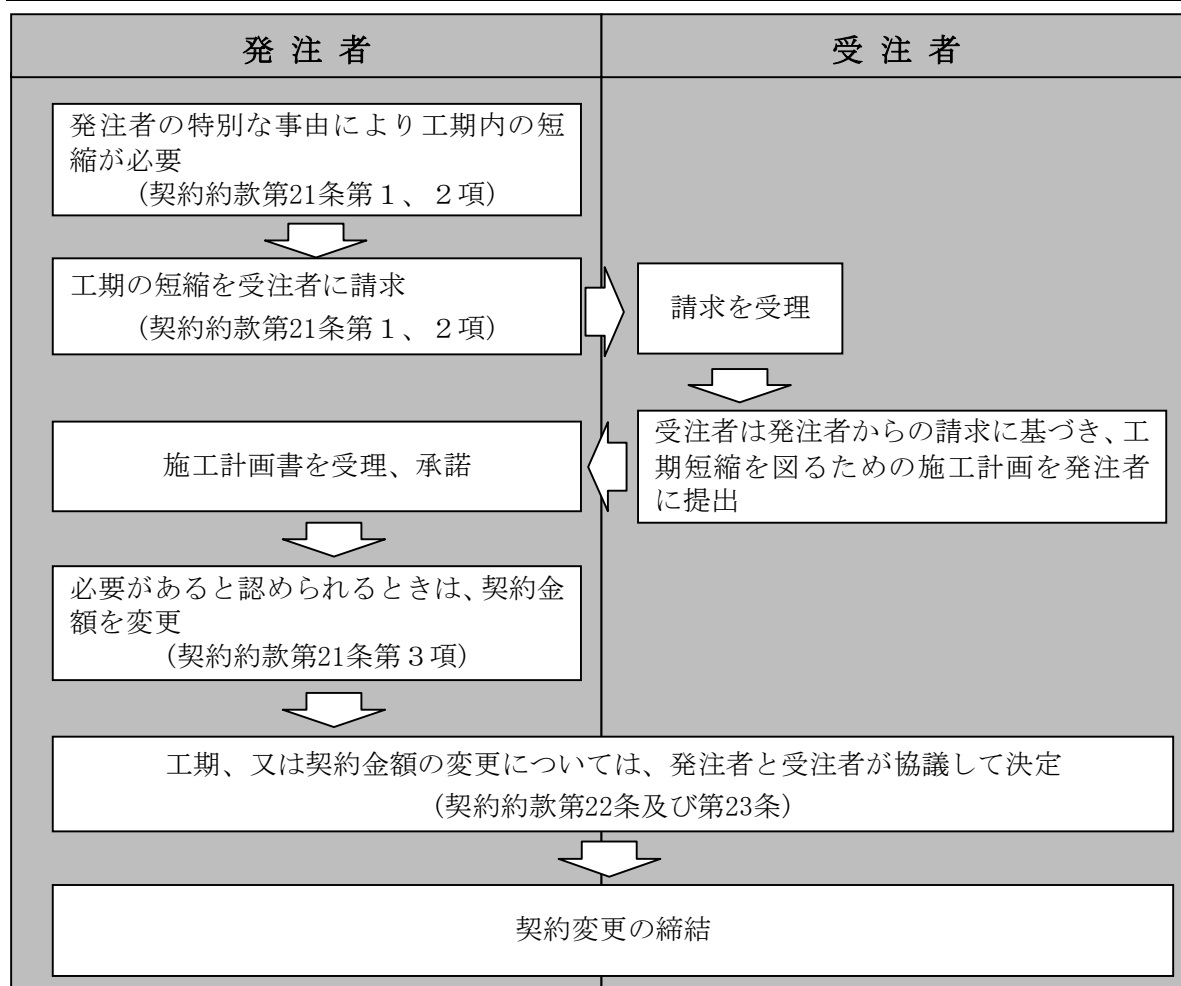
1-2-6 設計変更の手続（契約約款第20条関係）

- 受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合



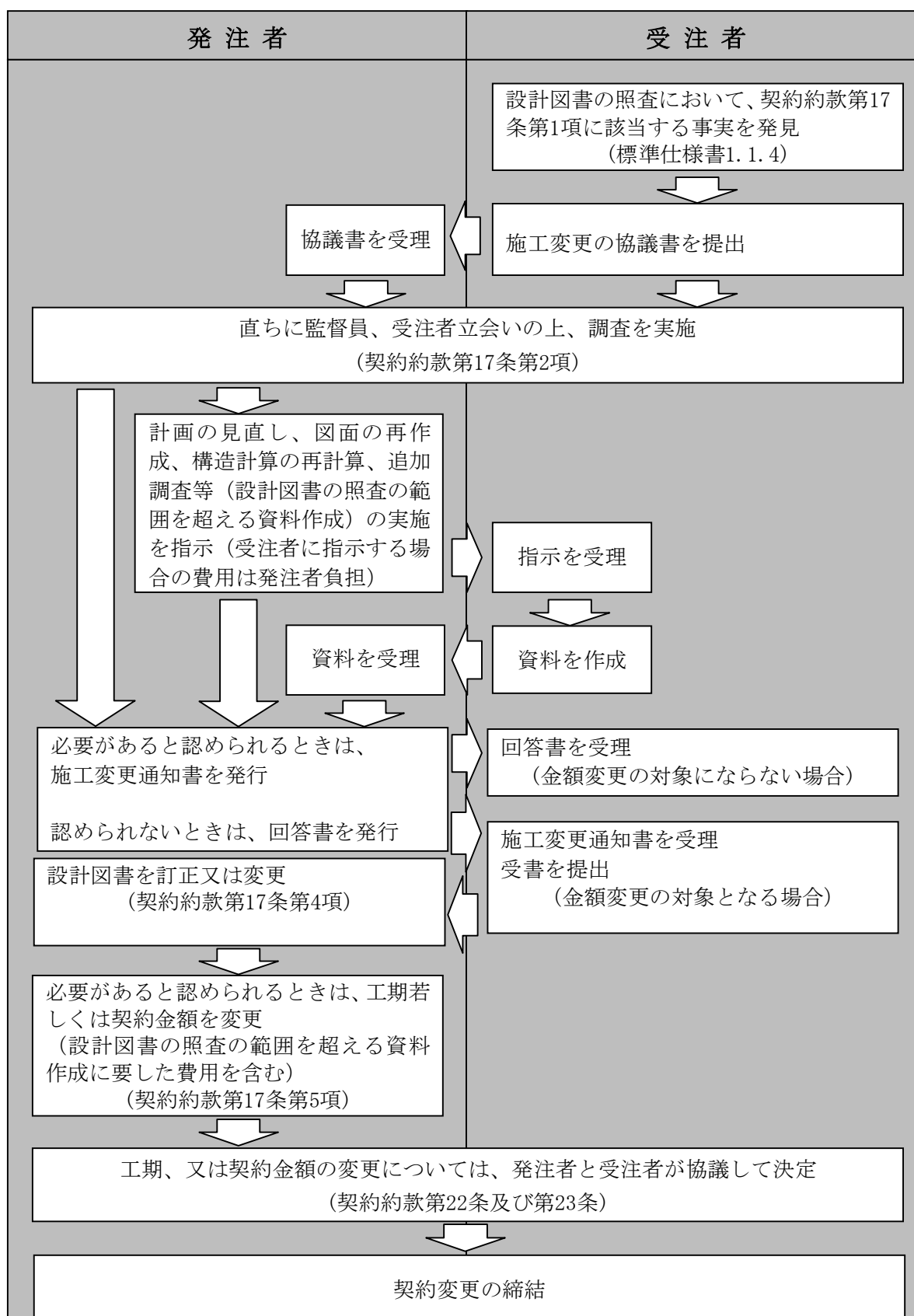
1-2-7 設計変更の手続（契約約款第21条関係）

➤ 発注者の特別な事由により工期を短縮する必要がある場合



1-2-8 設計変更の手続（「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）

- 受注者が行う「設計図書の照査」の範囲を超える作業を発注者（監督員）が指示した場合



1-3 設計変更の対象となる具体的な事例

1-3-1 図面と仕様書が一致しない

契約約款第17条第1項第1号

○ 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

（説 明）

- 受注者は、図面と仕様書が一致しない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事 例）

- 図面と仕様書の材料寸法、数量等の記載が一致しない場合
- 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様等の記載が一致しない場合等

1-3-2 設計図書に誤り又は脱漏がある

契約約款第17条第1項第2号

○ 設計図書に誤り又は脱漏があること。

（説 明）

- 受注者は、設計図書に誤り又は脱漏があると思われる場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事 例）

- コンクリートの表記で、東京都の略称表記とJIS表記が混在している場合
- 工事施行の制約条件である、土質に関する条件明示がない場合
- 工事施行の制約条件である、地下水位に関する条件明示がない場合
- 工事施行上必要な材料仕様について、明示がない場合等

1-3-3 設計図書の表示が明確でない

契約約款第17条第1項第3号

○ 設計図書の表示が明確でないこと。

（説 明）

- 受注者は、設計図書の表示が明確でない場合、発注者に発見事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

（事 例）

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合
- 水替工について、作業時又は常時排水などの運転条件等の明示がない場合

- 図面の記載内容が読み取れない場合等

1-3-4 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が相違する

契約約款第17条第1項第4号

- 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが相違すること

(説 明)

- 設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事目的物を変更する可能性があるので、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。
- 受注者が実施する照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合（受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合）、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。この場合、受注者に資料等の作成を指示する場合は、設計変更により、その費用を負担する。

⇒「第2章 設計図書の照査」参照

(事 例)

- 設計図書に示された土質や想定支持地盤が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された配管等が、現地条件と一致しない場合
- 設計図書に示された交通誘導警備員の人数等が、道路使用許可等の内容と一致しない場合等

1-3-5 予期することのできない特別な状態が生じた

契約約款第17条第1項第5号

- 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

(説 明)

- 設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、発注者に発生事項を通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。
- 発注者は、受注者から確認を請求された場合、受注者立会の上、直ちに調査し、調査結果を速やかに受注者に通知しなければならない。

(事 例)

- 施工中に地中障害物を発見し、工事の支障となった場合
- 施工中に埋蔵文化財を発見し、調査が必要となった場合
- 工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となった場合等

1-3-6 発注者が必要があると認めるときの設計図書の変更

契約約款第18条

- 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- 発注者は、住民要望、周辺環境等の与条件を十分に検討した上で、工事を発注しているが、発注後の事情変化により、設計図書を変更する必要があると認める場合、発注者は変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。

(事 例)

- 周辺住民との協議により、変更する必要があると認める場合
- 関係官公署の行政指導により、変更する必要があると認める場合
- 関連工事との調整により、変更する必要があると認める場合
- 施設の維持管理又は利用方法が具体化したことにより、変更する必要があると認める場合等

1-3-7 受注者の責によらない事由による工事の一時中止

契約約款第19条（抜粋）

- （略）受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるとき、又は第17条第1項の事実についての確認が発注者と受注者との間で一致しない場合において受注者が工事を施行することができないと認められるときは、発注者は、工事の中止について直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施行を一時中止させなければならない。
- 発注者は、（中略）工事の施行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場等を維持するために増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- 受注者の責に帰すことができない事由により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施行できないと認められる場合は、発注者は工事を一時中止させなければならない。
⇒「工事の一時中止に伴う事務取扱要領」参照
- 発注者は、工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、工事現場等を維持するための費用等を負担しなければならない。

(事 例)

- 設計図書に定められた着手時期に、受注者の責によらず施工できないため、工事

を一時中止した場合

- 関係官公署等の協議が未了のため、工事を一時中止した場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定されたため、工事を一時中止した場合
- 受注者の責によらないトラブル(地元調整等)が生じたため、工事を一時中止した場合
- 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)ため、工事を一時中止した場合
- 工事用地の確保ができない等のため工事を一時中止した場合
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため工事を一時中止した場合
- 埋蔵文化財の発掘(発見)又は調査、その他の事由により工事を一時中止した場合等

1-3-8 受注者の請求による工期の延長

契約約款第20条

- 受注者は、自己の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完了することができないときは、その理由を明示して、発注者に工期の延長を請求することができる。
- 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、契約金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- 受注者は、関連工事の影響等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

(事 例)

- 関連工事等の影響により、工期延長が必要な場合
- その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合等

1-3-9 発注者の請求による工期の短縮

契約約款第21条

- 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。
- 発注者は、契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について通常必要とされる工期に満た

ない工期とすることを受注者に請求することができる。

- 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められたときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(説 明)

- 発注者は、関連工事の影響など、発注時には想定できなかった条件の変更等の特別な事由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

(事 例)

- 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- その他の事由（地元調整、関係機関調整等）により工期の短縮が必要な場合等

1-4 仮設及び施工方法等の設計変更

1-4-1 基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、受注者がその技術力等を発揮するところであり、施工主体である受注者の責任による自主的な選択が原則である。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、「施工方法等」を指定することができる。

契約約款第1条第3項

- 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

1-4-2 任意と指定の考え方

	任 意	指 定
設計図書	施工方法等について具体的に指定しない	施工方法等について具体的に指定する
施工方法等の変更	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）	発注者の指示又は承諾が必要
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象としない	設計変更の対象とする
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

1-4-3 任意における不適切な対応事例

- ○○工法で積算しているので、「○○工法以外での施工は不可」との対応
- 標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応
- 新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応

1-4-4 指定とする場合の事例

- 関係官公署との協議により制約条件のある場合
- 特許工法又は特殊工法を採用する場合
- 環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合
- 他の工事等に使用するため仮設物を工事完了後も存置する必要がある場合等

1-4-5 任意仮設と指定仮設

(1) 任意仮設

発注者は、設計図書に仮設の構造、規格、寸法、施工方法等を決定するために必要な条件のみを明示する。受注者は、明示された条件に基づき、その責任において自主的に仮設、施工方法等を選択し、安全性の確認等、必要な検討を行い施工する。

(2) 指定仮設

関係官公署等との協議や第三者との調整等により、「仮設及び施工方法等」を指定する必要がある場合、発注者は設計図書等に仮設の構造、規格、寸法、工法等の特別な定めを明示し、指定する。

1-4-6 仮設の設計変更の留意点

(1) 任意仮設

任意仮設は、受注者がその責任において定めるものであり、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。ただし、任意であっても、当初積算時の想定条件と現地条件が異なる場合や、新たな制約条件が追加された場合には設計変更の対象とする。

(事例)

- 土質や想定支持地盤が想定と現地で異なる場合
- 管理者との協議により、新たな条件を付された場合など

(2) 指定仮設

指定仮設は、設計変更の対象とする。

第2章 設計図書の照査

2-1 「設計図書の照査」の基本事項

2-1-1 「設計図書の照査」に係る規定

契約約款第17条（条件変更等）及び標準仕様書では、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担で行うことになっている。

契約約款第17条（条件変更等）

第17条 受注者は、工事の施行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 発注者又は監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が発注者と受注者との間において確認された場合は、発注者は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

標準仕様書 第1章総則 第1節一般事項

1.1.4 設計図書の照査等

(2) 設計図書の照査

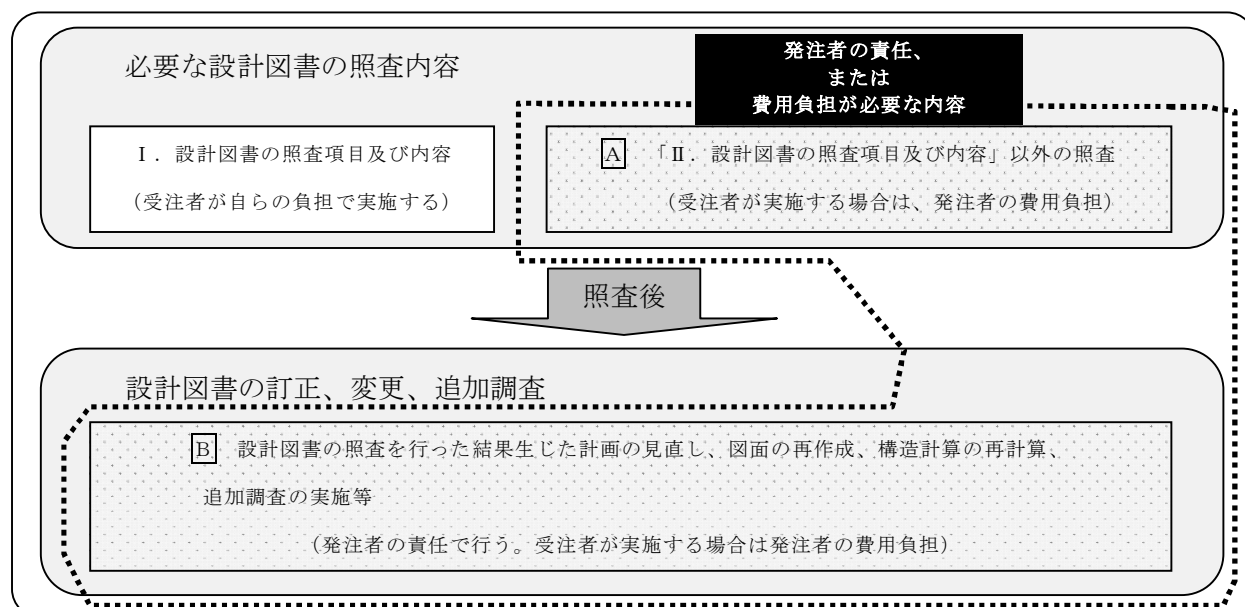
受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めること。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。

また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、その要求に従うこと。

2-1-2 「設計図書の照査」の位置づけ

- (1) 受注者は、工事請負契約書及び標準仕様書に基づいて、設計図書の照査を行うこととなる。
- (2) 標準仕様書1.1.4「設計図書の照査」に記載のあるとおり、照査結果から契約約款第17条にある、現場と設計図書が一致しないことの事実を監督員が確認できる資料（現地地形図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。
- (3) また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする（受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。）。それぞれの位置付けを下図に示す。



2-1-3 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）

2-1-2図中の[A]に該当するもの

- ① 「設計要領」や「各種示方書」等に記載されている対比設計。
- ② 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
- ③ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。

2-1-2図中の[B]に該当するもの

- ④ 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ⑤ 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
- ⑥ 現地測量の結果、排水計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の横断計画の見直しが必要となるもの。
- ⑦ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑧ 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
- ⑨ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
- ⑩ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑪ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
- ⑫ 舗装工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断面図が示されておらず標準仕様書に基づいて縦横断設計を行うものは設計図書の照査に含まれる。）。
- ⑬ 新たな工種追加や設計変更による構造計算及び図面作成。
- ⑭ 要領等の変更に伴う構造計算及び図面作成。
- ⑮ 照査の結果必要となった追加調査の実施。

＜例＞・ボーリング調査

- ・杭打・大型重機による施工を行う際の近隣の家屋調査
- ・トンネル漏水補修工（裏込め注入工）の施工に際し、周辺地域への影響調査
- ・路床安定処理工における散布及び混合を行う際の粉塵対策
- ・移設不可能な埋設物対策

（注）なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図、並びに監督員に条件変更の確認を請求する場合の資料作成については、受注者の費用負担によるものとする。

2-1-4 設計図書の照査項目と主な内容の例

受注者は下表を参考に設計図書の照査を行う。

No.	項 目	主な内容	
1	当該工事の条件 明示内容の照査	1-1	施工条件の明示事項に不足がないかの確認
		1-2	施工条件の明示事項と現場条件に相違がないかの確認
2	関連資料・貸与 資料の確認	2-1	ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ボーリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2	ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認したか
		2-3	浚渫工の施工において、濁水位、平水位、最高水位、潮位及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4	地質調査報告書は整理されているか 追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認（圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等）
		2-6	測量成果報告書（平面、横断、縦断）は整理されているかの確認
		2-7	標準仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8	設計計算書等（構造物（指定仮設含む）、隣接工区等含む）はあるかの確認
		2-9	特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占有者に関する資料はあるかの確認
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認
		2-11	地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面（平面、横断、深さ等）等関連資料があるか
		2-12	設計成果物等（報告書等）の貸与資料（電子データを含む）に不足がないか、追加事項があるかの確認
		2-13	電食防止に関する資料があるか確認
3	現地踏査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認
		3-2	建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認
		3-4	土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認
		3-5	仮囲い若しくは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合又は苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認

		3-6	砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査
		3-7	施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認
		3-8	境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認
		3-9	トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認
		3-10	道路管理台帳及び埋設管との現地確認
		3-11	鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認
		3-12	電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認
		3-13	工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水又は鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認
		3-14	漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がないか施工前に確認
		3-15	地質調査報告書と工事現場の踏査結果(地質、わき水、地下水など)が整合するかの確認
		3-16	使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認
		3-17	土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
		3-18	アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査
		3-19	周囲の地盤や構造物に変状を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認
		3-20	防爆型を採用した現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認
4	設計図	4-1	桁の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認
		4-2	施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査
		4-3	一般図には必要な項目が記載されているかの確認(水位、設計条件、地質条件、建築限界等)
		4-4	平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認
		4-5	構造図の基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているかの確認

		4-6	構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認
		4-7	図面が明瞭に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)
		4-8	構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認
		4-9	各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) ・本体と付属物の取り合い 等
		4-10	設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認(特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置) ・使用材料 ・その他
		4-11	形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認
		4-12	地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認
		4-13	隣接工区等との整合はとれているかの確認
		4-14	構造物の施工性に問題はないか。設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認(架設条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象
5	数量計算	5-1	数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2	数量とりまとめは種類毎、材料毎にまとめられているかの確認
		5-3	横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1	使用されている設計基準等は適切かの確認
		6-2	設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3	構造・線形条件は妥当かの確認(橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象
		6-4	セグメントの構造計算は適切に行われているか確認
		6-5	土工収支バランスは一致しているか確認